**過誤申し立てについて**

○過誤調整とは・・・

既に支払済みの請求情報を取り下げること。また、その後正しい内容で再請求すること。

※単純な請求誤り、各種加算減算の算定漏れ等がよくあるケースです。

○過誤申し立てとは・・・

過誤調整をするため、市へ依頼し、請求情報を取り下げること（個人ごと・月ごと）

※「過誤申立書」を用いて市へ依頼をしてください。

※請求情報の一部のみを取り下げることはできません。

過誤の流れ

（例）　1月分サービス提供　⇒　2月10日 国保連へ請求　⇒　3月15日 振込

　　　　　請求誤り判明　⇒　4月20日 過誤申し立て　⇒　5月10日 国保連へ再請求

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1月サービス提供分 | | 再請求の結果 支払金額が**増額**の場合 1,000円→1,100円 | | 再請求の結果 支払金額が**減額**の場合 1,000円→900円 | |
| 2/10請求 | | 1,000円（3/15入金済） | | 1,000円（3/15入金済） | |
| 4/20過誤 | | △1,000円 |  | △1,000円 |  |
| 5/10 | 4月分請求 | 2,000円 |  | 2,000円 |  |
| 過誤再請求 | 1,100円 |  | 900円 |  |
| 6/15 | 振込額 | 2,100円 |  | 1,900円 |  |

申し立ての締日

**毎月20日**です。

20日までに過誤申立を市にした場合は、翌月、正しい内容で再請求してください。

　　※20日は過ぎてしまうが、翌月再請求したい場合は、市までご連絡ください。

問い合わせ

　障害者福祉課　支払担当　　電話　042-620-7245

　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　042-623-2444